

平成9年1月1日発行 第218号 隔月1回25日発行

行政書士ほつかいどう

1997.1.NO.218
〈新春特集号〉

新年あけましておめでとうございます。



北海道行政書士会

行政書士倫理綱領

行政書士は国民と行政とのきずなとして、
国民の生活向上と社会の繁栄進歩に
貢献することを使命とする。

一、行政書士は使命に徹し、名譽を守り、
国民の信頼に応える。

二、行政書士は、国民の権利を擁護すると
ともに義務の履行に寄与する。

三、行政書士は法令会則を守り、業務に
精通し、公正誠実に職務を行う。

四、行政書士は、人格を磨き、良識と教養の
陶冶を心がける。

五、行政書士は、相互の融和をはかり、信義に
反してはならない。

日本行政書士会連合会



目 次

《新年のあいさつ》

年頭にあたって	北海道知事	堀 達也	3
新年のごあいさつ	日本行政書士会連合会会長	住 吉 和夫	4
新年あいさつ	北海道行政書士会会长	日向寺 正幸	5

《座談会》

行政書士業務の今後の可能性と未来像	6
出席者／住吉日行連会長、日向寺本会会長、 朝倉日行連登録部長（司会／本会副会長 佐藤良雄）	

《業務資料》

全国担当者業務研修会の概要	業務研修部理事 鎌田 節子	19
会計調査人の制度化を視野において「会計・財務研修」報告		
業務研修部長 佐藤 隆一	22	
業務研修部長 佐藤 隆一	24	
全国業務研修会報告		27
○労働保険料の概算保険料を延納する場合の基準額等変更		27
○生涯行政書士 細木貞次先生のこと	札幌支部 葛西 彰	28
○北海道運輸関係行政書士協議会設立される		29
○本会の主要行事／支部のうごき		30
《お知らせ》		
旭川地方法務局羽幌出張所の統合に伴う登記事務の取扱いについて		30
札幌支部事務所の移転のお知らせ		30
表紙のことば／「年計報告」提出のお願い／事務局の年末・年始休みのお知らせ／編集後記	31	
《日政連北海道支部だより》		
新年あいさつ	日政連北海道支部長 日向寺 正幸	32



年頭にあたって

北海道知事 堀 達也

道民の皆さんに、謹んで新年のごあいさつを申し上げます。また、昨年多くの皆さんからいただきましたご支援とご協力に、心からお礼を申し上げます。

今日、社会経済状況が大きく変化する中で、道庁においても、行財政運営全般にわたる改革が強く求められております。そのため、私は昨年を道政改革元年と位置づけ、様々な取り組みを進めてまいりました。しかし、そうした最中に、保健所や企業局などで新たな不正問題が判明したことは誠に残念であり、たいへん厳しく受けとめております。道庁再生、道政改革への道程はまだ道半ばであります。この厳しい事態に立ち向かい、自ら先頭に立って道政改革実施方針の推進や組織体制の整備に努め、1日も早く新しい時代に責任を担い得る道政を築いてまいりたいと決意しております。

また、昨年の大きな出来事に豊浜トンネルの事故がございました。お亡くなりになられた方々のご冥福を心からお祈り申し上げますとともに、この教訓をしっかりと胸に刻み込み、今後に十分生かしていくかなければならないと考えております。

一方、昨年は、分権時代に向けた新しい試みや21世紀に結びつく基盤づくりにも取り組んでまいりました。例えば、地域重視の面では、支庁機能の充実強化や副知事の圈域担当制など、新たな仕組みや事業を導入いたしました。また、これから北海道の環境行政の憲法ともいるべき北海道環境基本条例の制定の過程において、さらには、現在取り組みを進めている北海道農業振興条例（仮称）や新しい総合計画づくりなどの中で、道民の皆さんのご意見を積極的に取り入れさせていただくことにも努めてきたところです。

今年は、北の大地・北海道の21世紀につながる新しい総合計画を策定することとしておりますが、道民の皆さんをはじめ多くの方々のご意見を伺いながら、長期的な展望に立った調和のとれた北海道づくりの基本方向をお示ししたいと思っておりますので、一層のご協力をお願ひいたします。

また、オランダとの直行便をはじめとする欧米からの定期航空路線の誘致に取り組んでまいります。さらに、O-157を教訓に保健医療行政の一層の充実に努めるとともに、子供からお年寄りまで、男性も女性も、そして障害のある人もない人も、ともに住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らすことができる社会を築いてまいりたいと思います。

今年1年、景気対策など当面の課題への取り組みはもちろん、未来を見据えた仕事にも取り組み、道民の皆さんに信頼される道政をめざして全力でがんばってまいりたいと考えておりますので、今後ともお力添えをお願いいたします。

道民の皆さんますますのご健勝とご多幸をお祈りし、年頭のあいさつといたします。



新年のごあいさつ

日本行政書士会連合会
長 住 吉 和 夫

平成9年の新春を迎え、謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

日頃より日向寺会長をはじめ北海道行政書士会の皆様には、日本行政書士会連合会の運営につきまして、深いご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

私が日行連の会長に就任してから早3年の月日が流れました。この間、行政書士制度の発展と全国の行政書士のために、全役員と力を合わせ、最善の努力を払ってまいりました。新年を迎えるに当たり、一層心を引き締めて制度の発展と連合会の運営に取り組んでまいりたいと決意を新たにしております。

さて、国際化、情報化が急速に進み、規制緩和や地方分権が推進される中にあって、情報公開法の立法化、許認可の電子申請手続きへの試行やオンライン化への動き等、行政書士を取り巻く環境も大きく変わろうとしております。

一部の省庁では既に磁気ディスク（F D）による許認可申請の受付を始めており、今後この動きは、全省庁へと波及していくことでしょう。このような状況の中、行政書士の業務は、従来の代書的な意味あいから大きく離れ、企画調査、研究、協議を中心とした、法律の総合コンサルタントとして、国民の要請に応えなければなりません。

このために昨年は、8項目に及ぶ行政書士法の一部改正に向け、誠心誠意努力させていただきましたが、国会会期の期限切れという時間的制約その他諸般の事情がからみ、断念せざるを得ませんでした。

また、行政手続法の施行は、国民と官公署の間にあって許認可申請等行政手続の専門家である行政書士に活躍の場が提供されたものであり、同時に行政書士の存在を社会に大きくアピールするものであります。

我が国には、弁護士をその代表とするような、法律の専門家といわれる集団が数多く存在し、それぞれの士業法により機能しております。各士業法の目的は国民への便益供与であります。我々行政書士は常にこのことを念頭に置き、法律家としての自負と自覚を持ち、自己研鑽に励まなければなりません。

連合会の役割は、行政書士会及び行政書士会員の指導であります。連合会では、平成8年度の事業として、各種研修会の実施、T Vスポット放映を中心とした行政書士制度のP R事業、「行政手続法110番」等の社会貢献事業、「プライマ100」資料の充実等を推進しております。

今年も、現代社会の要請に見合った行政書士制度の確立のための行政書士法の一部改正と全国行政書士会員のニーズに応えられる連合会の運営に向け、引き続き努力いたす所存であります。なお一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

年頭にあたり、日向寺会長をはじめ北海道行政書士会の発展と会員のご多幸を心からお祈り申し上げ、新年のあいさつといたします。



新年あいさつ

北海道行政書士会
長

日向寺 正 幸

1997年の新春を迎え、謹んで年頭のごあいさつを申しあげます。

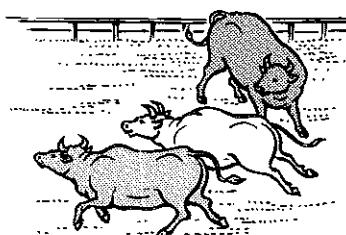
会員の皆様には、旧年中は、本会の運営につきまして、深いご理解とご協力を賜り、お蔭様で、会務も順調に執行することができ、厚く御礼申しあげます。何卒本年も本会の更なる発展のために、皆様の旧に倍するご協力を賜りますよう心よりお願い申しあげます。

さて、昨年は、国内の政治、経済共に好ましからぬニュースが続き、何が起こるか分からぬといった不安全感を広げる問題が枚挙に遑が無い世相でした。そして世を挙げて行革ブームとなり、第二次橋本内閣は、行革政権の名のもとに、省庁統廃合計画に着手しようとしており、私ども行政書士にとっても、先行き波瀾含みの状況下にあります。また目下、喫緊の課題であるインターネットなど高度情報通信に関する対応について、皆様と共に危機感をもって真剣に取組まなければならない重大問題であります。

既に会員の皆様の中には、このことについて迅速に行動に移されている方もおり、支部としては、十勝支部が昨年10月5日、旭川支部では10月29日、それぞれ支部独自で研修会がもたれており、また、函館支部においても12月から1月にかけて実施の運びとなっていることは、特筆すべきことであります。本会としては、当面、企画部に「電子申請等対策委員会」を設置し、これを核として、これらの問題に取組んでゆくこととしております。

特に会報編集委員の皆様は、熱心に対処されており、会報を通じて会員の皆様に意識の高揚と参加を呼びかけております。どうか会報（No.217）を今一度ご覧になって行動を起こして戴きたいと念願いたしております。

年頭にあたり、所懐の一端を述べ、皆様のご健勝ご多幸をお祈り申し上げ、ごあいさつといたします。



座談会

行政書士業務の 今後の可能性と未来像

出席者

日本行政書士会連合会会長 住吉和夫
北海道行政書士会会长 日向寺正幸
日本行政書士会連合会登録部長 朝倉征之
司会 北海道行政書士会副会長 佐藤良雄

10月24日、札幌ガーデンパレスを会場にして、日行連の住吉会長と朝倉登録部長をお招きして座談会を開催した。本会からは日向寺会長と佐藤副会長が出席されて、「行政書士業務の今後の可能性と未来像について」をメインテーマに討論が交わされた。主なる内容は、最初に、行政書士法の改正についての取組みにつき、住吉会長から、国会の解散、総選挙で足止めは受けたが、会を応援してくださる議員の先生方の数も増えている現状からして、より一層の取組みの強化を掲げられた。本会の日向寺会長は、行政書士の資格の要件は業務の高度な知識を要求される事に省み、より厳しくするようにとの提言もなされた。又、朝倉登録部長は代理権の問題を含めて、地位、資質の向上に尽くしたい旨、発言された。

その為には、各地方ごとにその地域の議員に対する陳情・要望をまとめ、草の根から法改正に取り組もうという力強い言葉であった。次いで、電子申請と行政書士会の役割について、本会の佐藤副会長は、社会の変化（特にパソコンを使った申請）の流れの中で、新しいビジネスチャンスを、我が業界はつかまえられるのか？現状では会員の認識は不足しているのではないかと危惧の念を表された。それに応じ、住吉会長は、許認可の電子申請について各省庁も研究・検討し始めている中で、企画部を中心として、我が会も取り組んでいる一例として、公証センターを行政書士会連合会が行えるよう働きかけたいと述べられ、それらを通して、日本の行政事務に寄与したいと発言された。又、行政書士VANの利用状況が1パーセントにも充たないことも踏まえ、特に新入会員の積極的な活用を要望された。本会の佐藤副会長は道会としてパソコンを使える行政書士の増加に力を入れたい旨、述べられた。最後に社会的地位の向上について、が見えにくい、法律に精通した許認可業務の専門家として行政書士の関わった書類は、国民の安心と利益に寄与するものだと認められるように、PRや研修を通して、進めてゆくべき事が語られた。

友好的かつ建設的な意見の交換は、本会が全国の会の牽引力として行政の明日を拓く力を強く認識させられた。

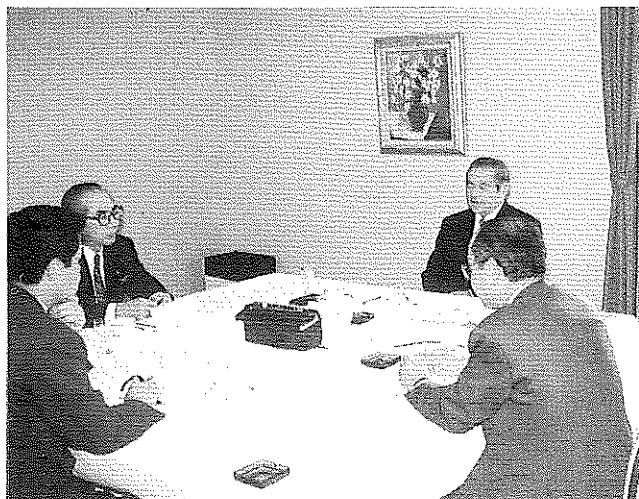
司会 今日は行政書士業務の今後の可能性と
未来像、副題が“行政書士は面白い”というテー
マで座談会をさせて頂きたいと思います。

出席者は住吉連合会会長、朝倉登録部長、日向
寺北海道行政書士会会长で、副会長である私佐藤

が司会を務めさせて頂きます。

1. 行政書士法の改正についての 今後の取組

まずは、会員が大変興味をもっております、全



会員の願いである、行政書士法の改正に関して簡単に今までの経過と今後の取り組みについて連合会長よりお話を頂きたいと思います。

住吉会長 法改正は第二計画の運動が20年近くなってしまったということでした。その間に地球規模で大きな変化が起きてしまいました。社会情勢、経済、農業問題、高度情報化ということで、1年を待たずして刻々と変わっていきます。ですから、20年前の法改正運動を提起した時から社会情勢が大きく変わったということです。

もう一つは代理権獲得という我々の悲願が20年を経過してきている現在、単にこれだけで良いのかという思いがございます。しかし、何と言っても20年間の思いですからこれを何とかしなければならないと積極的に働き掛けをしているのです。法改正が出来ないのは外的な影響があります。特に大きくは自動車関係団体との話し合いがあります。これが進んでいないという現状ですからそれを踏まえてこれからどうするかということです。

昨年度全面的に国会議員の皆様のご協力を得て法改正運動を積極的に提起してきました。その結果、自民党の議連の皆様が協力いただけるということで法改正運動を行っていたわけですが、連合会としては8項目に亘って当面法改正をしたいという希望を出してあります。その中に当然代理権

も入っているのですが、代理権については自動車関係団体との協議が続行されているので議連の皆様の考え方なのですが“無理なことは後回しにして急いで必要なものをやってはどうだろう”という提案がありました。結果的には高度情報化に向けての磁気ディスクの対応だけでも法改正してはどうだろうかという提案があった経過がございます。

何故磁気ディスクかと言うと、よその事業は手続きを業とするとなっていますが、行政書士法は書類の作成を業とするということになっています。そうしますと、ペーパーレス化といわゆる紙でもって申請する業務がなくなると我々の業務が自ら、なくなってしまうということになりますので、高度情報化に向けての電子符号による申請も行政書士の業務だというふうにしていかないと我々の制度の精神というのか行政書士の制度を作った主旨がなくなってしまうだろうというおそれがあるので、積極的にこれに対応したということです。

特に心配するのは電子化産業が発達して電子申請代理人が出来てくると思われます。そうすると我々は電子的には素人ですから、電子化産業の方が発達していくんだろう。それはそれで規制緩和の時代、良いのかということになりますがその方達は何の縛りもないということですから、その方達に任せておくと社会ではいろいろな問題が発生してきます。いろいろな事件が発生して社会が混乱してから我々が気付いても、それは行政書士制度の精神から行けば好ましくないだろうということですから、昭和26年に行政書士制度を作った本来の精神を電子化によってもその精神が生きるようにしていきたいということで磁気ディスクによる申請も行政書士の業務であるという法改正をしたかったということが一つの動きでございます。

しかし、我々を取り巻く団体としては規制緩和の時に行政書士のみが規制強化をすることはいかがなものかというような話がありまして、国会議員の皆さんもそれを踏まえて“それならば行政書

士は電子化による許認可申請が出来るという表現ではどうだろう”という提案がありました。行政書士法の中にそういう文言を入れることも一つの方法ですが、私どもが本当に狙いとすることは世の中が混乱しないために我々が一つの資格の中で社会に貢献するということですから、罰則規定のある中で行政書士業務をやっていきたいということでお願いをしました。

ご存じのように国会が早めに解散されるということですので法改正は間に合わなくなつたということですが、今後引き続き只今話したような精神で法改正運動を展開していきたいと考えております。

国会議員の皆さん、行政書士の皆さん、そして社会にも理解して頂いて、社会のためになる法改正をしていきたいと考えております。

司会 ありがとうございます。朝倉部長のご見解は…？

朝倉登録部長 会長が話をされた通りですけれど、理事会で決定された8項目の法改正もある程度2、3本に絞って集中的にやるべきではないかという気がします。たまたま今回の場合は早急ということでしたが、そうしないと全国36,000人の会員も納得しないし、同じ事の繰り返しになるのではないかという気がします。

司会 8項目の中で最重点を絞って…

朝倉登録部長 出来れば全部できればよいが。

司会 なかなかそうも行きませんか？

朝倉登録部長 前から会長が話しているよう一度法改正すると5年か10年ぐらいは出来ないでしょう。ですからそういうことを踏まえていくと今回は失敗にはつながりませんが、出来れば磁気ディスクの問題と2、3項目研究して目一杯頑張れば法改正の実現が果たせるのではないかという気がします。

司会 今回は国会の解散があつて選挙が終わったばかりですが、選挙の結果について会長どのように感じておられますか。

住吉会長 我々の法改正の狙いというのは、1企業、1団体に影響を及ぼすということではなくて、国民全体に及ぼすことですから国会議員の殆どの皆さんにお世話にならなければならないだろうということです。また、今までの経過もあって自由民主党の皆さんに提案をして頂いているということですし、今後もお付き合いして頂かなければならぬだろうと考えていますので、継続的には良かったという気がしています。

司会 ありがとうございます。北海道会でも法改正に対してはいろいろ議論をしていますが、日向寺会長からお願ひします。

日向寺会長 住吉会長から法改正に対する経過をご説明頂きましてその通りだと思います。今日の課題になっているように行政書士の社会的地位の向上という観点から資格要件、欠格事由など破産者が未だに行政書士の登録が出来るということ自体全くおかしい話ですし、この辺は当然入れてもらわなきやならん。むしろ自動的になるくらいな感じのものですから、やはり行政書士の使命、法の目的というよりも使命というような改正で去年の1月19日に理事会で決定しているのが改正案です。全部を網羅するというのも当然なのですが、中でも使命や1条の問題、それから申請代理が大きな問題ですから、むしろこの際申請代理を外しても他の方を整備して頂ければという気持ちであります。

特に2条の資格要件の中で私共、常に考えているのですが、例えば行政歴20年あるいは高校卒業後17年による行政書士登録がありますけれども、あれはもう少し厳しくしたほうがいいのではないかというような感じがします。ということは試験が非常に難しくなってきますから、そういう方には業務歴も認めるけれども二次試験を課すよ

うなことも必要です。

例えば税理士・弁理士にしても同じ事が言えると思います。こうした資格者は無条件に一方的になれることになっております。それならば逆に行政書士も税理士になるくらいの同格の交換条件でやるというくらいのことをやるべきで、何も税理士が行政書士よりも優位だとはいえません。行政書士の試験の科目も税理士試験には全くありません。弁理士にしても同じでその辺から2条の資格要件のことを早急に整備していくべきだと思います。これが全く入っていなかったのです。そういうものを含めながら改正案をじっくり練ることを考えております。

試験科目も税法とか会計学を入れるということを進められているようだけれども、もう少し業務と直結するような試験科目を設けてもらいたいということを考えております。

そんなことから行政書士の資質の向上、社会的地位の向上をやっていけばいいと考えております。

司 会 ありがとうございます。連合会長、この点に関しては既に法改正運動とは別に基礎講座の延長線上でいろいろお考えになっていると聞いておりますがいかがでございますか。

住吉会長 今、日向寺会長がおっしゃった税理士、弁理士については出来れば一緒にやっていくべきだと思います。資格試験以外の方の二次試験は永い間懸案であり運動をしているのですが、特に規制緩和規定というよそに厳しくというのはなかなか厳しいものです。ですから今考えているのは、時期的にそれに法改正はやや無理だということですので、問題は入会した会員は我々が指導しなければならない役目がありますから、そういう意味で基礎講座等を強制受講自己査定ということで資質の向上を図る。無理に来る方を拒まない、入ってきた者の資質の向上を図る。これは連合会ができる、やっていくという方

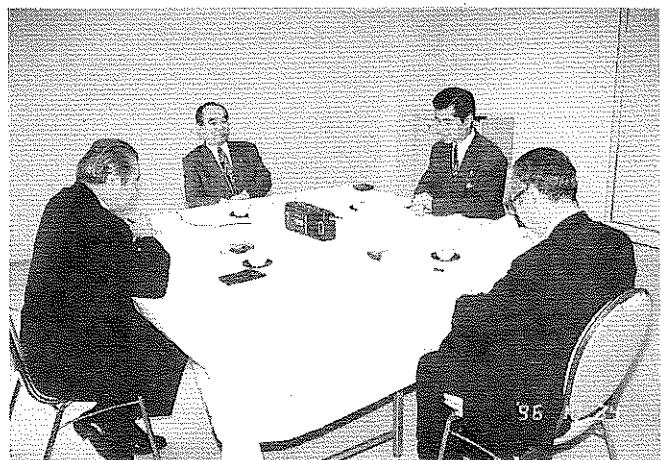
向で考えています。

司 会 ありがとうございます。

朝倉登録部長 登録の段階で2条の資格要件ですが、いわゆる試験合格者は行政書士としての認識が高いのですが、それ以外の方で登録していく場合、各単位会からの意見書を見てみると非常に不安定に思われます。

司 会 不安定というのは仕事に対する意欲ですか。

朝倉登録部長 例えば、名刺の肩書にすればいくらいの感覚のある方があるんではないかと思います。と申しますのは6号資格者で行政事務歴はあっても実務の経験が不足している事が明らか



であっても行政書士の登録申請がなされる。ですから、2条の問題（試験合格者以外）を整理し、会則改正すれば地位の向上を図ることができると思います。

日向寺会長 昨日の連絡会の中にも出ておりましたけれども、弁護士会では自律権をもっているので懲戒処分をしたり罰則を適用したり、処分ができますが、自律権のない他の士業界が一緒に問題解決のための運動を起こすということも良いのではないかと思います。全体的にお互いに困って

いる問題点だと思います。

朝倉登録部長 今度の法改正に対する5月の時の対応として各単位会はそれぞれに国会の先生に陳情した。

また、11月の衆議院議員選挙は選挙区1区1人ということですから、私共も、推薦者をしづらって参りました。その結果がこの度出ました。

これからは1区1人の先生とお会いすることになりますので、法改正のための陳情も切り替えた方がよいと思います。中央レベルの陳情にも先生方には地元の選挙民としての声ではないから、我々の法改正には理解が得られない。しかし、これからは、1区1人の先生ですから、我々が所属する支部、各会が力を入れて代議士の先生に直接陳情すれば、中央での話し合いがうまくいくと思います。

司 会 私は日政連の副会長をやっているものですから、選挙になると皆さんのご協力を頂いて今回の選挙では、支持をした75.6%という当選者を得ました。大変大きな力だと思っております。各地区でそれぞれの選挙区の先生にお願いをして、その集大成が国会へ上がっていいくというような形になりませんと、国会だけでやりますと上滑りますね。ですから、我々のためですからそれなりのことは末端の会員も動くと思います。

朝倉登録部長 ですから例えば要望書を作ったら全国の支部会員の連名で陳情すれば“俺は関係ない。俺は他の団体に義理があるから”という話は出ないと思います。ですから今度やるならばそれくらいの気持ちでいけばある程度成功するのではないかという気がします。

司 会 全会員の悲願でありますから総力で登録制にするという流れを作ることがよろしいと思います。

朝倉登録部長 十数年前に法改正をするという時に、私共も元総理大臣を務められた地元の代議士に陳情した事があります。

その時に私共法改正の主旨は理解されましたが、他の団体との関係で、規制はするが表立った行動は取れないと言われ、ずいぶん私達の地元で問題になりました。しかし、今回は1区1人の先生ですから、会員が連名で陳情すればある程度目標が達成できると思います。

司 会 連合会長よろしいですか。

住吉会長 全く、政連活動に期待をさせて頂きたい。やはり地方からの陳情活動が効果があるのかなと思います。

2. 電子申請と行政書士会の役割

司 会 法改正の問題とも密接不可分になりますが、電子申請の問題がありますが、高度情報化社会になりつつあって、それも社会の変化として高度情報化が進んでいるという中で、日常生活も一般企業の業務上も私共の業務すらもパソコンが不可欠、電子申請が目の前というような状況になって参りました。将来のこととは我々にとっても完全に読み切れているわけではありませんが、そこに新しいビジネスチャンスも発生するのでしょうか。しかし、今当会が危惧しているのは新しいビジネスチャンスを我々が捉まえられるのかどうなのか、既存の業務が無くなってしまうのではないかということが特に法改正と絡んで心配をしていることです。前が見えずらいだけに特に心配をされていることだと思います。

日向寺会長が連合会で特に企画開発部会でご検討なされているという分野かと認識をしておりますのでよろしくお願いします。

日向寺会長 昨日の連絡会でも企画開発部活動

として経過と結果についてお話してきたのですが、確かに電子申請が実現化してきているというのが現実ですから、機械化で何でも出来るということになりますと行政書士が作ったものとそれ以外の作ったものと結果は全く同じものになってしまいます。そうすると専門に入力する業者が出来てしまいます。そうなれば我々行政書士業務がなくなってしまいます。この辺が一番難しい問題だと思います。いわゆる電子センターのような専門家が出来てしまって、そこでフロッピーでもなんでも全部作ってしまうわけです。そうなってしまったらむしろ、そちらが技術的には専門家ですから、我々は法的な知識を根拠にした手続き上の技術があってもハード、ソフトに対する技術が遅れているのです。それを早く取り戻さなければなりません。それを我々が身に付けなければならぬということです前から連合会でもやっているわけですから、なかなか会員一人一人の実態を見ますとワープロも持っていない行政書士がいるのです。未だにワープロも持っていない、手書きでやっているというような行政書士がかなりいるのです。これでは全く遅れをとってしまいます。従ってパソコンになると見向きもしないというような会員が多いのです。必要性をあまり感じていません。これからそんなことでは大変です。全く乗り遅れてしまいます。ということで乗り遅れないように北海道会でも将来へ向けての重点計画事業の中に盛ってあります。これを乗り遅れてしまっては大変なことになります。連合会はまさにその通りです。

ということでたまたま通産省の実証実験を行政書士会が担当する可能性ができたということで、これが実験段階に入って各単位会、個人の方にも波及していくとかなりの効果があるということで、その辺からいろいろな研修会の中でも電子申請についての研修を次々とやるようになっています。北海道会でも研修会の中でも、支部でも電子関係は結構やっています。

司 会 旭川では10月末に研修会で実習をやっています。

日向寺会長 そういう一つの大波を起こしていかないと、それに会員を巻き込んでいくというようなことにしないと、口で言っても危機感を感じないです。

司 会 現実の事業の面では確かに会がイニシアチブを取って指導をしていかないと、現場のニーズが高まってということになると、場合によっては世の中のスピードよりもつと遅れることになりますから、我々がパソコンの利用とか電子申請の業務を取り組んでいくにはむしろ各先生が主体的にやっていかないと追いつかないわけですから、現状認識としてみれば毎日パソコンに触っていくという人は北海道会では数%、10%いらっしゃないだろうと思います。愛知会はもっと進んでいるのだろうと思います。全国的にそんな状況です。

朝倉登録部長 会長諮問の特別委員会で研究させているが、やはり将来的にはそうなるだろうということで、現実的にはフロッピーディスク申請がまだないものですから、建築確認申請がフロッピーディスクによる申請が認められておりますけれども、実態はそのフロッピイを持っていて“はい、いいですよ”という話はないです。持つて窓口がそれを入れて返してくれるのです。表書きというのはやはり表書きはいるんだということですから、将来性のことを考えるともっと研究をしなければいけないので。機械は昨日よりも今日の方が良い機械が出ています。

中核市人口30万人以上の主要都市は行政改革のトップ切ってやるとして、官公庁に任せていくとなった場合には我々作成した書類の状況はどうなっていくのだろうか。

一方では公務員は週休2日制、完全週休2日制になっていますが、そうすると時間が制約されると後の事務的内容は誰が責任を持つかということ

になってくると、私は役所に変わる仕事は行政書士が担っていくようになるのではないかと思います。

そうした場合には、市役所のコンピューターの端末機を我々が設置し、行政書士という地位のある立場にしてもらって私共が市長の委嘱を受けコンピューターに入れて我々が許可をする、その代わり罰則はもっときつくしていくという時代が来るのではないかと思います。

ある会議場で話をしたことがあります。こうなれば、地位と資質の向上につながるし行政改革につながると思います。しかし、官公署のOA化によって、許認可申請についてソフトを開発する専門家が現れ、不法の申請が表面化します。そこで、磁気ディスク等による許認可申請は行政書士の業務であると言う事を早急に法文化する必要があると思います。

現実に登記の申請様式でも既に刷ったものを打ってくれる、調査士の仕事も全部用紙がある。建設業とか会社の設立とか全部印刷されています。見れば誰でも出来るようになっています。

だからそういう点のことを、早いうちに対応しなければいけないと思います。

日向寺会長 確かにその対応が必要なわけで、書類とみなす法改正のねらいも、そこにあったのです。このままでは、誰でも出来るようになってしまって、それを19条違反適用になるようにしなければならない。

司 会 将来的に業務を確保するには法改正しかないという認識ですし、時期を失すると全く社会の流れに逆らう格好になってしまいますので、時間的には相当急がなければいけません。ある一定の犠牲を払っても相当急いで法改正をしてしまわないと禍根を残すかなという気が致します。

朝倉登録部長 ですから機械が進歩していくほど役所の対応が出来ないです。何故かと言うと、同一人を特別の場合は別として同じ窓口に3年以上おかないのです。それは、コンピュー

ターに慣れた頃に担当者が替わってしまい、次の人はすぐ扱えない。仕方ないから前任者が教えに来る。そうしたことから、かえって事務が停滞すると言うことです。

司 会 連合会長いかがでございますか。行政書士会と連合会の今後の対応ということですが。

住吉会長 一つは高度情報化の問題です。これは我々が予想していたより遙かに越えて、急速な動きをしているということです。具体的にどうなるかは全く読めないような現在です。いろいろな動きが出来てそこに電子申請もあって実際には実証実験に入ったのが具体的になるだろうということになっています。各省庁も許認可の申請の電子化というものの研究に入って実現に向けているということです。まだまだ予想もつかないし、動きが読めないということです。しかし確実に電子化になってくるということですから、我々はそれをびつちり意識して行かないと駄目だと思います。

そういうことで連合会としても皆さんに指導をしていくということで社会の動きがどうなるかというのを捉えて行かなければならないだろうと、いま企画開発部に命じてやっているということです。企画開発部を中心として動きをしていますので我々を期待しているという動きが出てきています。将来的には今わかることは、見えない情報ですので公証センターというものが必要になるだろうと思います。公証センターが果たしてどういう形で出来るのか、その中で経済的な企業とか何かでもあるだろうが、存在性からいくと行政書士連合会が公証センターを担当することが一番有利なのではないかという感じがします。

ただ機械的なことですから本当にてんやわんやの形になりますがそういう動きからすれば是非行政書士連合会公証センターを設置するという形で日本の行政に起用出来るかなという思いをしています。大きな動きですからあとは皆さんが一日も早く理解をしないと駄目です。

一つの例ですが、栃木会でも“10年後あなたは行政書士として生きられますか？”というテーマで研究会をやるのです。そういう危機感を持っています。連合会では3年前から行政書士VANを設置して、それを一般会員に開放して使えるようになっていたのですが、なかなか利用者がありません。現在300名弱ということで1%に満たない状況です。しかし、新会員にとっては大変便利だということで現在それが助け合ってやっているという状況です。是非新入会員の方は“行政書士になったらパソコンを持つんだ。日本行政書士会連合会VANに加入するんだ。勉強はそこでするんだ”というくらいにして行かなければならぬだろうと思いまして一生懸命PRに務めているところです。北海道の皆さんも取敢えず行政書士VANに加入することをお願いしたいと思っております。

司会 連合会として法改正、その他で大きく我々の職域確保をしながら、しかし連合会長がよくおっしゃるようにマーケットを先取りしなければいけません。新しく出てくるであろうマーケットを行政書士は現実にやっているという状況を作りませんと、特定の業務を他の人に取られた後で“それは俺達の仕事だ”と主張しても意味が無いということになります。これから新しく出てくるマーケットは先取りをしていくということがどうしても必要かと思います。

しかし、現実の問題は我々自身がパソコンの知識が低い、利用度がまだ小さいということに大きな問題がありますので、会がリードして早急にやっていかなければなりません。北海道会の来年度の目玉のひとつはパソコンの普及と研修で、役員も自分でやろうという動きもでています。

日向寺会長 公証センターの関係で書類を作った場合に施行規制9条“作成した書類の末尾か欄外に作成の年月日を付記し、記名して職印を捺さなければならない”磁気ディスクを書類とみなし

た場合に署名捺印をどう扱うかという問題が出てきます。これに替わる公証の方法をしなければなりません。資格のあるものとないものとをそれで区別をこれでやる。そうしたことが検討されなければならないと考えます。

朝倉登録部長 ですから磁気ディスクを入れるとてもその問題がきちんと解決しないと実際は法改正するに不備があると思います。ですから、それらが解決できないと磁気ディスクを書類とするために、1条の中に入れようといつても出来ないという話ではないですか。

住吉会長 将来の未来像ということなのですが行政書士業務は、よその土業と大きく違うのは反復継続の仕事が少ないと自覚しなければならないだろうと思います。高度成長時代に脚光を浴びたのは何といっても司法書士、不動産を中心とした担保権の問題で成り立っていました。それに準じて土地家屋調査士そして税理士が高度成長時代に出てきたわけですが皆さんの業務というのは限られた範囲の反復、繰り返しの業務です。

行政書士もそういう期待で多くの人が入ってきているわけです。反復継続的業務は自動車の登録、車庫証明、建設業というのが今のところあるわけですが、それ以外のものでそういう期待をすることはいささか無理があると私は思います。これは我々の市場もだいぶ広がってきましたから、建設業については全国的に50%くらいいたのかな。所によっては80%いっているところもありますが間もなく飽和状態になります。新しい行政書士の皆さんには、その分野はもうないんだという認識をしなければなりません。

では一体行政書士業務は何かというと、一生で1回、1年に1回、3年に1回、5年に1回発生する仕事が我々の業務ですから絶えず大変な勉強をしなければならない業務だというわけです。そういう感覚でどんな仕事でも、社会が気付かないような仕事でも我々の業務だという意識をしてそれ

の開拓、PRは行政書士自身がやらなければ誰もやってくれないということです。よそから仕事が来ないんだということは駄目で、業務をいかに開拓するかということが行政書士の役目だと私は思います。

そういうことでは弁護士と似ていると思います。弁護士というのも入ってくる事件が全部違うわけですから、それは大変なことをなさっています。しかし行政書士は内容が全く違っても形は同じになるということを意識しないと、人がやっている仕事を真似して奪い合いでもするようになると大変なことです。行政書士というのは本当はそんなものではありません。反復継続の量が少ないということを意識してもらわなければ駄目なのです。

3. 行政書士の社会的地位の向上のための方策

司会 もう一つのテーマの行政書士の社会的地位の向上ということであります。これは大きな意味で社会的影響力、経済的影響力の評価を高めていきましょうということです。我々の評価というのは随分高まってきたいるのではないかでしょうか。

住吉会長 そうですね、一般行政に携わる方で行政書士という存在を知らない人がなくなったかと思います。昔は行政書士というと司法書士ですかと返ってきて大変混乱したのですが、そういう意味では行政側から見る地位は向上したと思います。一般の社会の皆さんから見るとまだ“行政書士は何をやられるのですか”ということになっていますから、これからは社会に対するPRをしていくということです。

昔は代書ですから字が上手に書けるということで、毛筆で達筆に書くことが一つの仕事だったのですが、それが高度成長時代に入って法律を調べての許認可という法律家になってきたということです。しかしこれからは一般教育が徹底してきま

すから法律的な知識というのは一般的国民が上がって来る。それならば我々の役目はこれからは一体どうなるかというと、法律的知識の上に社会的信頼、我々を通じて許認可をとる。行政書士に依頼して事実証明を作ったり、権利義務の書類を作ったりすることは将来に向けて安全である。その結果国民が安心するというのが大きな役目になってくるだろうと思います。

もう一つは企業を対象にして仕事をやらざる得ないだろうと思います。殆どの仕事が個人のことであっても企業を経由して我々に業務が入ってくるだろうというふうに思います。もちろん車庫証明も企業を通じてという形が仕上がりてくるわけです。企業との共存、建設業許可も家を建てる時には建設業者や不動産業者というものアドバイスによって顧客が出てくる形になると思います。

そういうことでは交通事故の問題なども現況報告書というのは行政書士の業務がありますが、保険会社からの関係からおそらく依頼される形で保険会社とトラブルを起こす業種ではないと思います。そういう形がこれからどんどん出てくると思います。建設業者との共存、旅行業者との共存、不動産業者との共存ということで私はそういう意味ではもっともっと増えてくると思います。

そういうことになると今度は企業は何が目的かというと、安全というよりもいかにしたら企業が儲かるかという手伝いをするということです。それには我々行政書士は情報の提供者となる必要があります。我々は情報をたくさん持つ。行政書士は1つの業者を扱っているのではなくて、多くの業者を取り扱っていきますから情報をたくさん持つことが出来るようになります。ただ守秘義務というのは大事にしないと資格者としての価値がなくなってしまうから注意をしていただきたい。

もう一度繰り返しますと、一般国民に対しては安全、安堵、一般企業に対してはいかに利益を生

ませるか、その情報提供者ということです。ただ脈々と流れるのは守秘義務だけは厳重に注意をして頂くということです。

司会 ありがとうございます。今日は朝倉登録部長がいらっしゃいますので、むしろ社会的地位の向上を妨げている雇用行政書士の問題に関して触れて頂いてよろしいですか。

朝倉登録部長 私は行政書士は社会的地位の向上に努めなければならないと思います。資質の向上、いわゆる我々の業務としての質の向上をしないといけない。ですから私が申し上げたいのは、例えば、一業者から一つだけの業務依頼を受ける目的で行政書士の登録をすることは、ちょっと言い過ぎかもわかりませんが、行政書士として相応しいとは思えません。

こうしたこと、入会されると雇用行政書士として疑われることが多いと思います。本来法1条で言う義務をマスターし、これから業務に必要な、また法で求める秘密保持が保てる事務所を備える事により雇用行政書士の疑いもなく、我々の地位向上につながると思います。

また、行政書士には、大方の許認可申請書の作成をする事ができる技能と技術を持たなければならぬと思います。ですから、資質の向上を図るために研修会も必要でしょう。また、日を追って進出して来るOA機器を使いこなしていく事も重要だと思います。

司会 ありがとうございました。日向寺会長いかがですか。

日向寺会長 私は社会的地位の向上ということについては初任者研修会の時などに常に言っていることなのですが、やはり行政書士である以前により良き社会人であるということです。より良き社会人としての自覚があつて始めて行政書士の社会的地位の向上ということになると思います。

会長さんも行政書士になって町會議員になったということで、私は社会的な貢献というものは行政書士の資格を持ちながら社会にいかに貢献するかということが基本にあるのではないかと思います。

例えば文化活動でも経済活動でも、あるいは趣味の活動でも、自治会あるいは保護司をやるとか人権擁護委員をやるとか、あるいは町の監査委員をやるとか固定資産の評価委員をやるとか農業委員をやるというように、いくらでも我々の資格を通じて伸びていくチャンスがあるのです。それをやらない。黙々と自分の仕事だけをやって社会活動を全く無視しているというのが非常に多いです。

我々は企業のお手伝いもする、社会のいろいろな面のお手伝いをするということでやっていかなければ地位の向上はないと思います。勿論我々は常に研鑽を深めて自分の専門分野については常に知っていると同時に、専門以外の勉強をして行かなければならぬということを努力して行かなければなりません。こんなことを常に考えております。

司会 そうですね。そういうば連合会長も日向寺会長も委員をやられていますね。地域社会に本当に奉仕をしているというお立場の中で行政書士業務もやっていらっしゃるですから、皆さんが模範にして進めなければならないということなのかも知れません。私も最近は委員をやらされていることが結構あります。北海道の委員とか通産局の委員をやっているですが、いい意味での社会的な影響力が増えてきているということは大変重要なことだとおもいます。

住吉会長 ただ今話した通り、先程朝倉部長から何でも仕事をやるんですよということの話があって、プロ化すると専門業になるということですが、我々は連合会、単位会という組織があるのでから自分の専門業務でないものはその人が責任を持って仲間に渡す、紹介してもいい

のですが、紹介というのは駄目なのです。受けた人が責任を持って仕事を依頼するという形でなくてはお客様の信頼が得られない。そうすると素人は真似が出来ないことですから、一つの事務所の裏には36,000人のバックがあるんだ、連合会もある、単位会もあるよという力が大きな力になるのです。

これは全く新しい発想なのですが、行政書士のVANを司っている中で36,000人の名簿を入れてあるのです。ですから北海道の皆さんが仮に九州に行かなければならぬ。九州の何番地に行くにはどこえいったらいいだらうといったら、九州の何々市の行政書士を見つけてその方とのコンタクトを取って住宅地図の写を取ってもらえばいいわけです。そういう全国的なサービスも出来るだらうと思います。それは何といっても組織力ですから是非これからVANに入って全国的なことから急いで土地の賃貸の内容が欲しいとか、戸籍の内容が知りたいという時は1時間くらいで対応出来る性格だと思います。そういう組織力を付けて個人の力は弱くても私のうらには36,000人のバックがいるという大きな力があります。

司会 企業の開業率は微減傾向、廃業率は微増傾向にあって、それがクロスしてしまったのです。つまり開業率が廃業率を下回っている状況になっているので、新しい起業家を作っていくう、つまり新しい産業部門を育てて、新しい企業家を育てていくうという通産省をはじめとした国家的施策が進められており、その辺からをサポート出来る一番近い資格が行政書士ではないかと思われます。

会長のお話しのとおり、会としての組織力、技術力とかは、十二分にあるわけですから。

朝倉登録部長 行政書士に相応しい事務所があるかどうかですが、先程のお話ではありませんが、コンピューター、パソコンという話がありましたが、まだファックスすら設置されていないところもあります。ですから全国36,000人が一丸となっ

て機械化に対応していくには、まだまだ問題が沢山あると思います。これをどのように解決するかは各会が会員に資料の提供と指導し、プロとしての認識を高めていくことだと思います。

愛知会ではこのような事を踏まえ、50名を限定してOA機器による書籍の作成等の研修を密に行っております。

ですから、“会がこうやってやるからあなたを教えてあげます”という形で出てくる人は将来性がある。名刺の肩書きでいいという人はいずれ廃業されても仕方がないということで厳しい言い方をしますが、やはりこの頃の行政書士も平均年齢が若くなっています。若くなったということは地位の向上と魅力がある仕事ではないかということですから、10年先になれば今の30代の方が40歳になった時には私共も逆に教えてもらえるような時代が来るのではないかですか。

司会 未来像ということで行政書士はこれから可能性があるということに関しては最後は連合会長で締めて頂くのがよろしいかと思います。

住吉会長 未来像に入る前に我々の収入を増やすという話しですが、今まで何度も何度も件別報酬額を作れという声が多かったのですが、ここへ来て少なくなってきたのですが、それ自体が行政書士の意識が弱いだらうと思うのです。件別報酬額を作れというのは何のために作るのかなと疑問を持ちます。何故かというと、行政書士の業務というと複雑怪奇ですから簡単に件別報酬額なんて作れる訳がないというのが持論です。基本的には、枚数主義というのがあります。後は時間主義というのが入っているわけですから、それに従って料金を計算すればいい。それは機械的に出来るものであって、私は利益のある企業の事業をした時にたくさんもらったりいいだらう。しかし利益のないような仕事に対しては仮に報酬額基準があったってそれは安くするべきだらう。でなければ顧客というのには来ないだらうと思います。我々の報酬額という

のは基準ということですから、企業利益を見まし
て我々のそれに準じた報酬を得るという形がこれ
からの報酬額なんです。取りすぎてはいけません
よとか取り足らなくていけませんよという時代は
もう過ぎたのではないかと思っています。

これからの中未来像ということですが、規制緩和、
地方分権ということが叫ばれると同時に高度情報
化ということで、世の中は大きく様変わりをして
いくということで、この時本当に、国民が頼るのは
どこかといったら、私は行政書士しかないだろ
うと考えています。“行政書士というのは何でも
相談に乗る”ということでそれぞれの専門分野が
必要な時には協力をする、調整をするという形に
なると思います。

もう一つは今まで個人から依頼された代書
ということで出発したのですが、これからは企
業と共存する形が生まれてくるだろうと思いま
す。企業と対決をするような形では駄目だな、
そういう時代がくるだろうと思います。企業と
共生をしながら行かざるを得ないだろうと思
います。個人大衆だけの仕事は限りがあるのでは
ないかと思います。

ただ個人の場合は何といっても相続というのが
私共の主力だなと思います。特に相続なのですが、
今の民法というのは遺言が前提になっているわけ
です。一般の方は遺言をまだ理解していません。
日本の家督制度、それから家族主義の中では
馴染まないことだったのですが、相続というのは
遺言が前提になるのです。遺言を書かない
のは財産を管理する資格がないんだとい
うぐらいに思うし、それを我々が皆さんに教
えてあげるべきだと思います。そうすること
で一般大衆からも企業からも業務が依頼
されると思います。

司会 ありがとうございました。

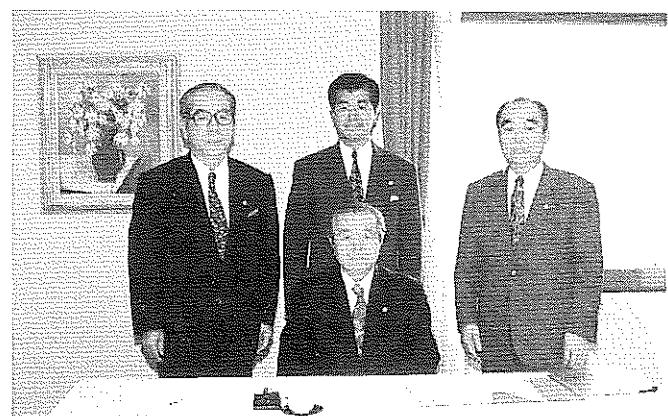
日向寺会長 私も今住吉会長が言われた
通りだと思います。行政書士は身近な全て
の相談役ということで、まさに振りかごか

ら墓場までの全てのことについてより良き相談相
手であるという立場で、相続においてはその通り
で、遺言は最優先なのです。遺言によって決めら
れたことを尊重するということで締めていくわけで、
それが相続の処理をしていく上でもっとも良い方
法だと思います。それをやって行かないとせっか
く残した財産が兄弟全員のものになってしま
ったり、おかしくなってしまうということです。

私共の所は農地が主体で、特に馬関係で、個人
の相続というのが嫌だから法人にしよう、生産法
人の場合は株式会社が駄目なものですから殆ど
の農家は有限会社にしてしまうのです。ですから有
限会社の資産は相続が発生しないのです。とい
うことでの会社にして、社長が亡くなったら次の社長
でということで、それに関わるいろいろな農地法
上の問題等殆どの地域の問題を処理しているもの
ですから、新しく入った方には“石の上にも3年
だよ”とよく言うのですけれども、3年やって我
慢出来たらこの人は行政書士として成功します。
大体3年いかないうちに収入がないということを
廃めてしまうのです。

私が始めた頃も、3年くらいは辛かったです。
これからどこかへ務めるかなというくらいの気持
ちになったことがあります。それが現在、5千万
円程度の年収に上がっております。

ですから私は卒業した学校等に記念事業などが
あると100万単位で寄付をしています。収入が増
えると同時に社会に還元するということを考えな



左後ろから 日向寺本会会長、佐藤副会長、
住吉日行連会長、朝倉登録部長

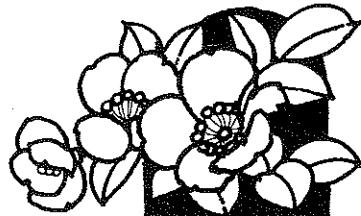
ければなりません。基本的に自分の利益ということよりも、地域住民の皆様方にいかに喜ばれるかという姿勢でいくことによって必ず口コミによってお客様が来るのです。これは都市部と田舎との地域差があると思いますけれども、それですべて私は都市部に出る気持がないのです。田舎は田舎なりに行政書士の地位が評価されているという面があります。加入する団体もライオンズクラブに入って社会奉仕をやっていますし、佐藤さんがやっておられるような異業種交流的な“ゴールデン放談会”というのを作ったり、“営林友の会”というのを作ったりしております。

特に趣味の釣り会があります。これは全国規模で“日本釣り振興会”というのがあります。これは川を清掃したり、海辺を清掃したりして釣りを振興していくという会です。そういうことにも行政書士としてどんどん趣味を生かして顧客を広げていきます。佐藤さんはそういうことで顧客が増えていますね。これは自分のことではなくて人の喜ばれることをやって自分の仕事とするのです。こういう社会のニーズに答えていくことに自分を生かせるということだと思います。

住吉会長 今お話を頂いたのは行政書士法の神髄というのは何かと言うと“品位保持”なのです。これが前提に流れるのです。行政書士は何だと言ったら、社会的な模範者であるということだか

ら、模範者に従って報酬が頂けるということは利益を得る職業ではないのです。私はよく“我々は手数料ではないのですよ”社会貢献したためにお礼としてもらうのが報酬ということですから、社会の模範者となることが基本なのでしょうね。行政書士法はそういうふうに書いてございます。

司会 ありがとうございました。



第54回 定例研究会開催のご案内

札幌出入国手続き研究会では、下記の要項で第54回研究会を開催いたします。

今回の研究会は北海道大学法学部の教室で実施いたします。研究者、学生、市民に公開して開催いたしますので、専門業務に興味のある方は事務局までご連絡ください。

要 項

日 時 1997年1月25日（土） 13時～17時
場 所 札幌市北区9条西7丁目
北海道大学法学部 406号室

報告者・テーマ

- 行政書士滝沢俊行「在留外国人の海外渡航」
参考文献 神田哲書「パスポートとビザの知識」（有斐閣選書）
- 行政書士酒井 正「外国人労働者と労災給付」
参考文献 別冊ジュリスト労働判例百選第6版

参加希望の方はあらかじめお申し出下さい。

事務局 行政書士菊地俊夫事務所

TEL 702-0888

全国担当者業務研修会の概要

(運輸・社労税務合同開催)

業務研修部理事 鎌田 節子

- 日 時 平成 8年11月7日～8日
 会 場 日本行政書士会連合会
 科目・講師 (1)「宗教法人法の改正」
 文化庁文化部宗務課宗教法人室法規係
 文部事務官 石崎 宏明 氏
 (2)「特殊車両通行許可の電子申請システム」
 財)日本道路交通情報センター
 調査部 柴田 文和 氏
 (3)「申請手続の電子化」
 総務庁行政管理局行政情報システム企画課
 課長補佐 小園 秀樹 氏
 (4)「自動車保管場所証明制度」
 警察庁交通局都市交通対策課
 課長補佐 小菅 孝嗣 氏

I 宗教法人法の改正

- 施行日 平成 8年 9月15日
- 所轄庁の変更 (第 5 条第 2 項関係)
 他の都道府県内に境内建物を備える宗教法人及び当該宗教法人を包括する宗教法人の所轄庁を文部大臣とする。
 ※ 改正前第 5 条は、他の都道府県内にある宗教法人及び当該宗教法人を包括する広域的な宗教法人のみが文部大臣の所轄とされていた。
- 事務所備付け書類の見直し (第25条第 1 項、第 2 項、附則関係)
 ※ 従来作成が任意であった「収支計算書」について、これを作成し、又「境内建物に関する書類」も事務所に備えなければならない。
 但し当分の間、宗教法人は「公益事業以外の事業」を行なわない場合であって、一会计

年度の収入の額が 8 千万円以内であるときは、収支計算書を作成しないことができる。

4. 備付け書類、帳簿についての信者その他の利害関係人の閲覧 (第25条第 3 項関係)

- ①閲覧することについて正当な利益を有し、
 ②その目的が不当でないこと
 ③信者その他の利害関係人
- 『閲覧請求できる者』

5. 事務所備付け書類の写しの所轄庁への提出 (第25条第 4 項関係)

宗教法人は、毎会計年度終了後 4 月以内に、法第25条第 2 項の事務所備付け書類のうち、役員名簿、財産目録、収支計算書、貸借対照表(作成している場合に限る。)、境内建物(財産目録に記録されたものを除く。)に関する書類、第 6 条の事業に関する書類(事業を行なう場合に限る。)の写しを所轄庁に提出しなければならないこと。

※ 従来は、所轄庁が宗教法人の実態を把握できる場合は、制度上、規則変更の認証や登記事項の変更等の場合に限定されていた。

このため、今回の改正では、一定の備付け書類の写しの提出を義務付けることにより、宗教法人がその目的に沿って活動していることを所轄庁が継続的に把握し、宗教法人法を適正に運用できるようにしたものである。

6. 法第79条、第80条又は第81条に関する所轄庁の報告徴収及び質問 (第78条の 2 関係)

所轄庁は、宗教法人法について、次の事由に該当する疑いがあると認められるときは、宗教法人に対し、義務等の管理運営に関する事項に關し、報告を求め、又は職員に質問させること

がすることとした。

- ① 公益事業以外の事業について、その収益を当該宗教法人のために使用していないなど宗教法人法第6条第2項の規定に違反していること。
 - ② 設立に係る規則の認証及び新設合併の認証時に宗教団体としての要件を欠いていたこと。
 - ③ 宗教法人について宗教法人法第81条第1項に規定する解散事由があること。
- ※ 所轄庁の行なう報告徴収、質問は一般的なものではなく、限定されたいわば特別な、問題がある場合に行なうものである。宗教法人法には所轄庁の権限として、公益事業以外の事業の停止命令(法79条)、認証の取消し(法80条)、解散命令の請求(法81条)が規定されているが、所轄庁がこれらの規定の事由に該当する疑いがあると考えられる場合でも、これを確認する手段が規定されていなかった。このため今回の改正で法79条、法80条、法81条に規定する事由に該当する疑いがあると認められる場合、所轄庁は、これらの権限の具体的行使に係る判断の基礎となる客観的な資料を把握するため、宗教法人に対して報告を求め、質問をすることができるようとしたものである。

詳細は〔宗教法人法の一部を改正する法律(平成7年法律第134号)の施行について(通達)〕参照

改正様式 平成8年2月29日〔時の法令〕
大蔵省

参考資料 〔知っておきたい法律シリーズ〕

大蔵省印刷局
〔宗教法人Q & A〕 文化庁
運営のガイドブック
(平成8年内出版)
〔文化庁主催の実務研修会の
資料〕

② 特殊車両の通行許可申請システム

(道路法一車両制限令、車両の通行の許可の手続を定める省令)

平成8年7月10日省令の改正により“F D”申請が可能となった。許可申請のアウトラインの説明がなされ、次にビデオ画面による解説で実際の導入手順が順次行なわれた。

後、前席・後席に分かれ、各々パソコンを使ってデモンストレーションが行なわれた。これによりエラーチェック等が自動的にされるので、効率の良さを実感した。

但し、CD-ROMは書き換えられないので、道路情報が変更後はシステムデータを6万円で購入することになる。

③ 申請手続の電子化

本件については、「行政書士ほっかいどう」会報第217号別冊中の〔電子化に対応した申請、届出手続の見直し指針〕に基づいた説明がなされた。詳細は、会報別冊並びに日本行政10月号の「高度情報通信社会・行政の情報化と行政書士」を参照のこと。

その他資料にはなかった分の許認可申請の電子化につき口頭で次のとおり説明があった。

平成8年4月1日以降より

- ① 化学兵器の禁止、特定物質の使用許可

(通産省)

- ② 熱供給事業法

(通産省)

- ③ 電気事業法(水力発電会社=河川)

(通産省)

- ④ ガス事業法(保安規定届等)

(通産省)

- ⑤ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

(通産省)

- ⑥ 石油備蓄法、基準備蓄数量届

(通産省)

※ ⑤、⑥は、平成9年1月以降、FAXでも容認する。

- ⑦ 新規化学物質製造届

(通産省)

※ 平成9年4月1日以降予定

⑧ エネルギー使用の合理化に関する届

(通産省)

(エネルギー管理士配置が要件)

※ 平成9年4月1日以降予定、オンライン化

⑨ 無線従事者の免許申請 (電波法)

(郵政省)

※ 平成11年予定、オンライン化

⑩ 就業規則届 (F D) (労働省)

※ 平成10年予定

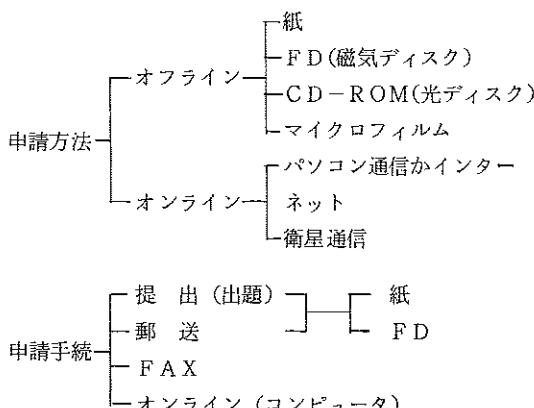
Q : F Dの文書性の考え方 (定義)

A : 現時点では考えていない。

証拠上の問題で刑法上、民法上に関わるので問題が出てくる。

国税庁も慎重に考えている。

紙に代わる電子媒体はF D、C D-R O Mオンライン等の形態は問わないが、現段階では文書性の定義は考えていない。



④ 自動車保管場所証明制度等について

レジメに従って説明の後、平成7年12月22日付の取扱要領の説明がなされた。

<連合会の要望事項>

(1) 各都道府県統一様式にして欲しい。

A : 各都道府県毎、コンピュータシステムが独自のものを使用している為、多少の違いはあるが、現時点では難しい。

<会員からの要望事項>

(1) 保管場所証明の電子化

A : 他の許認可等は平成11年を目処としているが、これに関してはまだ、計画を立てていない。

(2) その他

A : 申請の時に住民票添付していなくても、後で届ければよい。

概略は以上です。

特に〔申請手続の電子化〕につきましては、従来の地域との密着・人脈型の業務の姿勢のみでは立ち遅れてしまうことを痛感致しました。

この情報化の波にのまれないためにも、先ずパソコンを自分のものにし、この様な研修等情報収集を密にし、機会を活用すべく、会員に対し刺激を与えて行きたいと思います。

会計調査人の制度化を視野においた 「会計・財務研修」報告

業務研修部長 佐藤 隆一

日 時 平成8年11月12日～13日

場 所 東京こまばエミナース

研修内容 「商法～会計調査人制度の概要」

衆議院議員・行政書士 坂上富男氏

「会計学」

高千穂商科大学教授 若杉 明氏

「監査手法」

神奈川大学助教授 関口博正氏

① 「商法～会計調査人制度の概要」

会計調査人について、法務省民事局の「商法・有限会社法改正試案」は次の通りである。(抜粋)
(貸借対照表等の登記所における公開)

- 2 a 株式会社は、定時総会終了後、貸借対照表及び損益計算書を商業登記所に提出し、登記所でこれらの書類を公開する。
- b 有限会社は、定時総会終了後、貸借対照表を商業登記所に提出し、登記所でこれらの書類を公開する。ただし、一定の基準(例えば資本金1億円以上又は負債総額10億円以上。)に該当する有限会社にあっては、損益計算書をも提出し、公開する。

(注1) 貸借対照表等を登記所へ提出するときは、これに関する監査報告書又は調査報告書をも提出し、登記所で公開する。

(会計調査人による調査)

- 4 a 株式会社で会計監査人の監査を受けないものは、その計算に関し会計調査人による調査を受けなければならない。ただし、資本金3,000万円未満かつ負債総額3億円未満のものは、調査を省略することが出来る。
- b 一定の基準(例えば資本金1億円以上又は

負債総額10億円以上)に該当する有限会社で会計監査人の監査を受けないものは、会計調査人の調査を受けなければならない。

(注) b以外の有限会社に任意調査を認めることについては、その方向で尚検討する。

c 会計調査人による調査は、「会社の貸借対照表及び損益計算書が相当の会計帳簿に基づいて作成されていると認められるかどうか」(商法33条2項参照)を報告することを目的とする。

b 会計調査人の基本的な資格は、公認会計士、監査法人、会計士補及び税理士とする。

- (注) 1. 調査人としてふさわしい会計知識・経験をもつ者の範囲を画する方法(例えば試験)については、新しい法律上の資格を設定することを含めて、なお検討する。
2. 調査人は、取締役又は使用人を兼ねることは出来ない(商法276条参照)。親族関係等による資格制限についても監査役と同じ。
3. 調査人として不相当な行為があった場合の資格上の責任追及の方策の確立については、なお検討する。

以上の内容であるが、法務省民事局は、「中小会社にふさわしい会社制度全体の在り方の中で考える必要があること、関係団体や新たな制度により負担が増加する中小会社との調整も必要があるので、早急に結論を出すことは適当でない」としている。

② 「会計学」

会計学は、講師である若杉明著『精説財務諸表

論』よりの抜粋を教材により話された。

今回の研修は、調査人の準備段階であるが、知識を体得しておいた方が良いとのことから企画されたものであるが、監査（調査）の難しさを痛感する研修であった。講義のうち、監査に焦点を合わせて、記憶に止めたごく一部を報告します。

監査は、会計情報の信頼性の確保のために必要である。

会計情報は企業が自由に作成することが出来るが、監査人は自由な立場で、会計基準、会計法にもとづき適正に処理されているかを見る責任分離の原則がある。

会計記録を作成する側と、監査をする側とは独立している。監査人は問題があれば訂正するよう意見を述べる。会社に主張があれば、訂正しない。その場合、限定意見報告書又は、不適正意見報告書を出すことになる。書類が不備の場合は、意見を差し控える場合もある。

監査手法は推計学でサンプルをとり監査することになり、サンプル以外はわからないというリスクが常につきまとう。

監査論は、技術ではなく精神的教育が必要であるが、日本には仲間意識がありすぎる。

③「監査手法」

日本公認会計士協会の監査基準委員会から答申があった「監査基準委員会報告書第5号（中間報告）『監査上の危険性と重要性』」を教材に話された。

監査は、企業の発表する財務諸表の適否を第三者の立場から株主・債権者・その他利害関係者のために、企業の収益力と貸借対照表が企業の実態を正しく反映しているかどうかを監査する。

監査には批判性がある。利害関係のない独立性で、一定の能力があり独自の判断で調査する。

企業とは、委任はあっても代理行為ではない。監査人の独立性を守ることが大切である。

税理士の税務業務（代理業務）と監査（批判性

の確保）はバッティングする。

企業は批判性に正当な報酬を払うということであるが、企業の健康診断であり、チェックシステムである。企業は一定の基準（企業会計原則）に基づいて財務諸表を作成し、監査人は、監査基準に基づいて監査し、「適正」「不適正」「意見を差し控える」の報告をする。

監査には危険性（リスク）がつきまとう。

監査上の危険性とは、財務諸表に重要な虚偽記載が含まれているにもかかわらず、監査人がこれを発見できずに不適切な意見を表明する可能性をいう。

監査上の危険性は、固有の危険、内部統制の危険及び監査手続き上の危険の3要素で構成されている。

固有の危険とは、関連する会社の内部統制が存在していないとの仮定の上で、重要な虚偽記載が取引記録及び財務諸表項目に生じる可能性をいう。

内部統制上の危険とは、重要な虚偽記載が会社の内部統制によって防止又は適時に発見されない可能性をいう。

監査手続き上の危険とは、会社の内部統制によって防止又は発見されない重要な虚偽記載が、監査手続きを実施してもなお発見されない可能性をいう。

監査人と調査人はどう違うのか、会計調査人制度は、正規の財務諸表監査の負担ができない中小会社の負担軽減を考慮したものであるが、調査はどこまでなのかが明らかではない。

以上、講義のごく一部をまとめてみました。

行政書士が会計調査人として企業にかかる場合の姿勢が問われることになろう。

法務省の試案には、「調査人は、取締役又は使用人を兼ねることは出来ない。親族関係等による資格制限についても監査役と同じ」と規定している。

商法の規定では、会計監査人となれない者として、「会社の子会社若しくはその取締役若しくは監査役から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者」となっている。

自らかかわっている企業の会計調査人には当然

になれない。会計調査のプロとして、企業と独立関係にあって、企業の委任を受けて会計調査を実施する。監査の危険性は常につきまとう。そのことをきっちり踏まえて、会計調査人制度に取り組むことが必要なのではないか、と痛感しています。

全国業務研修会報告

業務研修部長 佐藤 隆一

日 時 平成 8年11月26・27日

場 所 行政書士会館

農林建設・国際合同開催の担当者業務研修会に滝沢業務部員と共に参加しましたので、建設業関係について報告します。

科 目 工事実績情報サービス及び測量調査設計業務実績情報サービスについて

講 師 効日本建設情報総合センター

関東センター長 古川 嶽水氏

[CORINSについて]

1. CORINS (工事実績情報サービス)

平成5年12月「公共工事に関する入札・契約制度の改革について」の中央建設業審議会答申により、各公共機関は、より一層の透明性、客観性、競争性の確保を目的として、各公共発注機関が共同で利用できるような工事実績情報のデータベース整備を進めることになった。

工事実績情報のデータベースの蓄積は、効日本建設情報総合センター（JACIC）が構築し、公共発注機関へCORINSが情報提供する。

2. CORINSの登録状況

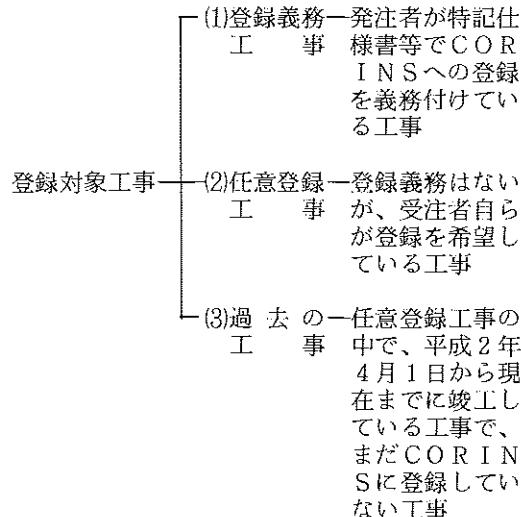
平成2年度以降において竣工した請負金額5,000万円以上の工事実績が登録されている。

平成6年度の状況で、全工事の8割強がCORINSに登録されている。

平成8年10月よりCORINSへの登録基準が、従来の請負金額5,000万円以上から請負金額2,500万円以上に変更になり、全国的には、平成9年4月から登録開始される。

3. 登録の対象となる工事

国、県市町村等の地方自治体、またはNTT、電力、JR等私鉄、ガス等の公益企業（以下「公共発注機関」または単に「発注者」という）から受注した工事で、請負金額が消費税込みで、2,500万円以上になるもの。（以下「登録対象工事」という）を1契約単位に登録する。



4. 登録手続きの流れ

発注者と工事契約を取り交わした時（受注時登録）とその工事の竣工が近付いた時（竣工時

登録)に1回ずつおこなう。

工事を受注したらパソコンの工事実績入力システム(Windows版JACICで15,000円で販売)を使って工事カルテのデータを入力し、フロッピーデスクと必要書類をCORINSセンターに送付する。

竣工時の登録手続きも同じ流れになる。

平成9年4月以降は、オンライン登録とする予定である。

5. 登録料等の料金表

受注時登録 5,000円

途中変更時登録 3,000円 技術者等の配置
変更含む

竣工時登録 5,000円

訂正時 3,000円

(TECRISについて)

1. TECRIS(測量調査設計業務実績情報サービス)

CORINSと同様趣旨で、JACICにおいて整備、運用されている。

2. TECRISの登録状況

契約金額500万円以上の調査設計・地質業務が登録されている。

3. データ登録

受注者は、業務契約時と業務完了時の2回データ登録をおこなう。登録は、パソコン版TECRIS入力システム(Windows3.1または、95)をJACICから購入してFDでデータ入力する。

入力システムは、15,000円で販売されている。

その他CORINSと同様であるので省略する。

CORINSにしてもTECRISにしても、受注業者からの登録代行業務は行政書士法に触れないとして、同センターが登録代行を業としておこなっているのが現状である。

科 目 建設業法上の手続きの現在の検討状況

講 師 建設省建設経済局建設業課

課長補佐 横島 徹氏

① 磁気デスクによる手続きの現状

平成6年度の建設業法改正で、同法第39条の3により、「建設業許可申請書の提出を建設省令で定めるところにより、磁気デスクの提出により行うことが出来る。」ことになっているが、現実には、建設省令の定めがないので実施に移されていない。

建設業法改正にあたり、オンライン申請についても検討したが、建設業に係る手続きが日常的に変更のあるものではないので、メンテナンスも簡単なオフライン申請としたものである。

政府全体の動きは、内閣総理大臣を本部長とする高度情報通信化社会推進本部が決定した、「高度情報通信社会推進に向けた基本方針」を受け、「電子化に対応した申請、届出等手続の見直し指針」(平成8年9月2日行政情報システム各省庁連絡会議了承)によれば、(1)オフラインによる電子化(FD等による申請)、(2)オンラインによる電子化(通信回線を利用しての申請)に分けるが基本的にはオンライン化を目指す。

(3)実施範囲及び実施時期

① 申請、届出等手続を行う者の範囲が特定されているものを中心とし、申請、届出等手続に反復性、継続性があるもの及び年間手続件数が一定以上のものについて実施する。

② オフライン化は速やかに実施し、オンライン化は平成11年度までを目途として速やかに実施する、としている。

② 建設業法上の手続きにおけるコンピュータの利用の推進

現状で、申請書類を磁気デスクに変換して提

出することは、建設省として、そう難しい問題と考えていないが、コンピュータを利用することは、ワープロレベルの利用に止まらないということではないか。

全国で55万の建設業許可業者と、経営審査申請をする18万の建設業者がおり、それら業者の全体管理はコンピュータでなければ、管理出来ないところに来ている。

経営審査の結果は、発注者の求めに応じて「通知書」を示さなければならないが、ペーパーでは検索を含めて限界に来ており、行政としても事務処理の合理化として、コンピュータを使いこなさなければならぬ状況にある。

コンピュータ処理をすることにより情報を蓄積し、大量情報をもとに許可申請書等をいくつかの情報を比較対照することにより、許可申請書等の矛盾をチェックすることが出来るようになる。

技術者の専任制あるいは各企業の工事実績情報のチェックなどにより、工期のダブル期間中の専任技術者の掛け持ちの排除など、技術者の配置がガラス張りになる。

また、専任技術者の所属会社がコロコロ変わる不自然な動きもチェック出来、ペーパーカンパニーの排除（名義借り）にもつながる。

③ 検討課題

(1) 真実性の確保をどうするか、現在のOCRにおいても、虚偽申請ではないが、うっかりミスが多い。

氏名の字を間違うとか、資格を間違うとか、入力ミスを少なくするためにどうするかの検討が必要である。

(2) 紙の書類であれば、正本・副本が必要であるが、コンピュータ処理となれば、入力すればどこででも見ることが出来るので、複数入力は不要になる。

また決算報告書を出し、更に経営審査申請

時の決算報告書添付という書類の重複添付も簡略化が可能である。

- (3) 技術者の専任制の確保の方法として、健康保険証のコピーを添付しているが、行政内部（他省庁）のコンピュータを利用するにより簡単に個人情報の入手の道が開け、容易に技術者の専任制を確認することが出来るが、個人から受けた情報を他の目的に使用することの問題点もあり、個人情報の保護の立場から出来ないことである。
- (4) 建設業の許可等は、情報を開示しているので問題ないが、経営審査情報を公開すべきであるとの議論がある。

情報を公開するには、前提として経営審査申請をコンピュータを利用するかどうかが大きな問題であるが、出来るだけ早く見通しを立てなければならない現状にあり、ここ1～2年で結論が出ることになろう。

建設業許可申請等の磁気デスクへの入力は簡単なことだが、それを利用する体制がなければならない。技術者名簿・財務諸表・工事経歴書など、部分的、段階的に実施することになろう。どちらにしても、建設業許可手続きは関係は、コンピュータ利用に向かって進化していくことになる。その場合、磁気デスクと「紙」による申請との2本建ては好ましくない。申請者が磁気デスク申請に向かっていける環境づくりをすることが課題と考えている。

「電子化に対応した申請、届出等手続の見直し指針」によれば、平成11年度目標にオンライン申請となっているが、建設業許可申請等について、オフラインかオンラインかの結論はでていない。また建設省としてのタイムスケジュールも示されなかったが、磁気デスクによる申請は今日的課題であり、そう遠くない状況に来ているのではないか。

お知らせ

北海道商工労働観光部
雇用保険課

平成9年4月1日より労働保険料の概算保険料を延納する場合の基準額等が変わります。

1. 概算保険料の基準額の変更

現行、概算保険料の額が継続事業については18万円以上（労災保険に係る保険関係又は雇用保険に係る保険関係のみが成立している事業については9万円）、及び有期事業については30万円以上（事業の全期間が6月以内のものを除く）の事業については、延納することができます。この基準額が次のとおり変更となります。

概算保険料を延納することができる概算保険料の基準額

(現 行)		(平成9年4月1日以降)	
継続事業	両保険加入	18万円以上	40万円以上
	労災保険のみ	9万円以上	20万円以上
	雇用保険のみ	9万円以上	20万円以上
有 期 事 業		30万円以上	75万円以上

なお、事務組合に委託している事業については、平成9年4月1日以降においても現行どおり概算保険料の額にかかわらず延納することができます。

2. 増加概算保険料の申告・納付

現行、年度の中途において、事業規模の拡大等により賃金総額の見込額が当初の申告より100分の200（2倍）を超えて増加し、かつ、その賃金総額によった場合の概算保険料の額が申告済の概算保険料よりも6万円以上増加する場合は、増加額を増加概算保険料として申告・納付することができます。この増加額が下記のとおり変更されます。

増加概算保険料の納付が必要な保険料の増加額

(現 行)		(平成9年4月1日以降)	
全 事 業	6万円以上	⇒	全 事 業 13万円以上

3. 概算・確定保険料の申告・納付期限

現行、継続事業の概算・確定保険料の申告・納付期限は、保険年度の初日（保険関係が新たに成立又は消滅した場合は、その成立又は消滅の日）から45日以内となっていますが、平成9年4月1日より、50日以内となります。

したがって、平成9年度の年度更新より、申告・納付期限は5月20日となります。

また、有期事業についても、確定保険料の申告・納付期限は、平成9年4月1日より、保険関係が消滅した日から50日以内となります。

ただし、概算保険料の申告・納付期限は、現行通りですので、ご注意ください。

ご不明な点については、北海道商工労働観光部雇用保険課徴収係

電話番号 011-281-4111 内線 26-726~26-729

へお問い合わせ下さい。



生涯行政書士

細木貞次先生のこと

札幌支部所属理事 葛 西 彰

数日前、細木先生より廃業のご挨拶状をいただき。『もうこれまで』と筆を置き、六法全書を閉じられたお姿を思い浮かべ、心からお疲れ様でしたと申し上げたい、と同時に淋しさも禁じえない私です。

私が行政書士になりたての頃、業界は、今考えると大きな変動の時にありました。札幌オリンピックの開催と高度成長経済のもと、全てのことが先へ先へと争って突き進む時代でした。私達の業界も急激に会員数を増やし、時代の流れに翻弄されながらも、各地で個性あふれる先輩行政書士がご活躍されていたものです。それはまた、行政書士制度が社会的認知を得るためのたゆまぬ努力の姿であり、業界が大航海の時代を迎えたときと重なるものでした。今でこそ、若い女性が取得したいと願う人気資格ナンバーワンに行政書士を挙げるほどに、知られた職業となりましたが、その頃は仕事の内容を説明するのに苦労する毎日でした。

細木先生は、昭和38年入会、釧路の地で開業され、以来33年間の業務歴です。本会理事・監事の職に長く就任し、業界にあって鋭い言動で直言居士として恐れられていた方です。この一、二年急激に視力を失われ、これでは仕事にならないとのご決断だったものと推察します。細木先生が本会監事として在職中は、不正は許さず、安易な妥協はせず、ひたすら業界のあるべき姿を訴え、時にはマイクを握

りつぶしそうな勢いで執行部を批判されてもいました。その姿勢は信念に基づくものであり、厳格そのものでした。今考えると、その一方で業界の健全な発展を心から願ってのことであり、愛情に満ちていたことを思い知らされるのであります。特に「人事の細木」として、有能な諸先生を抜擢し、その活躍を楽しみに見ておられたようです。これまで細木先生や、岩内町の中野幸一先生を初め、私達業界の歴代監事の先生方が、これまで果たして来られたその役割の重要さを改めて知らされるとともに、実はこの組織が大きく足を踏み外すことなく、今日を迎えてることへの感謝の気持ちを忘れてはならないものです。当時広報委員としてカメラを持って近づく私に、舌鋒鋭く監事講評を述べられている細木先生が、ファインダーの向こうにあるその鋭い眼差しで「こっち」を見ておられたことを忘れることができません。不幸にして視力を失われた細木先生ですが、その視線は業界に永久に注がれていることを忘れてはなりません。細木先生にはゆっくりとご静養され、お元気でお過ごし下さい。

●細木貞次先生の略歴

大正11年2月生	
昭和38年3月	行政書士開業 (釧路支部)
平成8年12月	行政書士廃業
昭和50年から61年まで	本会監事
昭和55年から56年	釧路支部理事

北海道運輸関係行政書士協議会設立される

平成8年11月22日、札幌第一ホテルにて全道各地から運輸関係に携わる行政書士28名が参加し、北海道運輸関係行政書士協議会設立総会が行われた。

来賓として北海道運輸局自動車部貨物課長・横田雄吉氏を迎え、厳肅な雰囲気の中、開会した。

始めに準備委員代表・葛西 彰氏より設立に至るまでの経過報告と挨拶があり「激しい変革の中における我々の新たな役割を求めるうちにこのような会の発足となった。」と述べられた。

次に北海道運輸局自動車部貨物課長・横田雄吉氏から、この会に対する大きな期待を込められた挨拶と資料に基づき近年の運送事業に係る問題点等の説明がなされた。

他、北海道行政書士会・日向寺正幸会長より祝辞が届けられ、北海道運輸局運航部倉庫課・清水満夫氏、全国陸運関係行政書士協議会・大貫弘嗣会長、北海道行政書士会・佐藤良雄副会長より祝電を頂いた。

続いて議長に十勝支部長の斎藤英雄先生が選出され、議事に入った。

始めに「会員の研鑽を重ね自ら成長すること、行政書士としての資質の向上を目指すこと、運輸当局とも細かな連絡調整をはかり、要請にこたえ信頼関係を築いていくこと」といった設立趣旨が述べられ、会則案、入会金及び会費について、暫定事業計画等の議事が進められ、決定した。

最後に役員の選出があり、会長に渡辺 明氏、副会長に深貝 亨氏、本間 良氏、葛西 彰氏（事務局長兼任）の3名、顧問に佐藤隆一氏、佐々木英壽氏の2名、他監事3名となった。渡辺 明会長の挨拶では「今後の行政書士を取り巻く状況は大きく変化しているが、変わっていくもの（パソコン申請など）、そして変わらないもの（市民の信頼に応える社会的使命）をきちんと見極めてお互いに研鑽し、向上していくかなければならぬ。」と決意を述べて閉会となった。



…北海道運輸局
横田貨物課長あいさつ…



…議事風景…

= 本会の主要行事 =

月 日	行 事 名	時 間	開 催 場 所
8.12.3	第3回業務研修部会	10:00 ~ 15:00	本会役員室
8.12.4	綱紀委員会	13:30 ~ 15:30	同 上
8.12.10	会報編集委員会(第218号)	14:30 ~ 16:30	本会会議室
8.12.12	第2回正副会長会	14:00 ~ 18:30	本会役員室
8.12.12	第1回電子申請等対策委員会	17:00 ~ 19:30	本会役員室・酒井総合事務所
8.12.13	行政書士登録調査委員会	15:00 ~ 17:00	本会役員室
8.12.17	会報編集委員会(第218号)	14:30 ~ 17:00	本会会議室

= 支 部 の う ご き =

……支部研修会開催状況……

注：（ ）は通知人員

支部名	開 催 年 月 日	場 所	研 修 科 目	講 師	受 者 数	研修 種別
宗 谷	8.11.22	ホテル 宗 谷	・改正商法の総括と特徴について ・最低資本金制度の導入について ・既存会社の特例措置について ・会社設立の手順について	宗谷支部長 川村 大陸	(14) 6	一般
網 走	8.10.25	ロイ ヤル ホテル	・業務の獲得・増収方法について ・駐車違反と交通安全について	札幌支部 副支部長 深貝 亨 北見警察署 副 所 長 野沢 秀逸	(99) 14	一般
日 高	8.11. 9	日高地方婦人会館	・道路運送法及び道路運送車両法について	日高支部 理 事 佐藤 正博	(21) 13	一般
十 勝	8.11.29	帯広百年記念館	・特殊車両の通行許可申請について	帯広開発建設部 管理課第1管理係 主 任 庄中 木幡 憲徹	(116) 17	一般

旭川地方法務局羽幌出張所の統合に伴う登記事務の取り扱いについて

羽幌出張所は、平成8年12月2日（月）をもって旭川地方法務局留萌支局に統合されます。

これに伴い、羽幌出張所で管轄しております苦前郡羽幌町、同苦前町、同初山別村の区域に属する登記事務は、同日以降、下記において取り扱うことになりましたので、お知らせします。

記

◆旭川地方法務局留萌支局

〒077 留萌市大町2丁目12番地

留萌地方合同庁舎

T E L 0164-42-0492

F A X 0164-42-0468

札幌支部事務所移転のお知らせ

北1条通りが開発局による道路拡幅のため、札幌支部は南2条西10丁目のジムテル210ビルに移転しておりましたが、このたび以前に入居しておりました丸二羽柴ビルが完成しましたので、戻ることになりました。新ビル事務所所在地は次のとおりであります。尚、平成9年1月6日（月）から新ビルにて業務を再開致します。

◆新事務所所在地

〒060 札幌市中央区北1条西8丁目

丸二羽柴ビル4F

T E L 011-271-0773
(従来通り)
F A X 011-271-6126

表紙のことば

『北海道神宮』

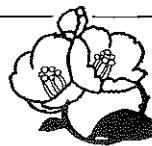
提供／編集委員 佐々木ひとみ

札幌を代表する名所の一つでもある円山公園と閑静な住宅街の中に建てられた北海道神宮。

開拓判官、島義勇が明治3年、札幌の地に入り、仮社殿を現在の北5条東1丁目に建立。翌年、明治4年、札幌神社と社名を定め、同年9月に円山の地に鎮座された。昭和39年、明治天皇を増祀し、北海道神宮と改称。

大国魂神(北海道の國土の神)、大那牟遲神(大国主神と同神、國土經營、開拓の神、縁結びの神)、少彦名神(國土經營、医薬、酒造の神)、明治天皇(近代日本の礎を築かれた第122代天皇)が祀られている。

編集後記



女心と秋の空とは有名な言葉であるが、本来は男心だったらしい。

いつのまにかすりかえられたらしいが……。

そんなことはどっちでもよいのだが、とかく人の心は移り変わりが激しい。

初心を貫くというのはなんと力のいることだろう。たった一年前のことですら、時々忘れてしまいそうになる自分を一年の終わりに戒める。

一年一年を大切に。一日、一秒をそして、人との一期一会を大切に。

積み重なっているいろいろなことが年輪のようになって、そばにいるだけではっとするような人になれたらいいと思う。大樹のような。

※

一年の終わりにいつも思い出す。私の大好きな詩がある。

「自分の感受性くらい」という詩だ。

ぱさぱさに乾いていくのをひとのせいにはするな。自ら、水やりをわすれておいて。

というような詩だったと思う。

最後に「自分の感受性くらい自分で守れ。ばかものよ。」と終わる。

自分のしてきたことが人に恥じることのないように。

他人の目から見て、見苦しいことだけはしないようにしよう。

そして、自分に厳しく、人にはやさしかった私の大好きな恩師のようになれるよう97年も一生懸命頑張ろう。

時代は電子申請へと大きく変わりつつある中で、ずっと変わらないものもあるはず。

それはきっと人と人との心のつながりなんだろう。人の心に残っていくものなんだろう。

新しい年が皆様にとってよい年でありますように。

(クレオパトラ'S EYE)

「年計報告」提出のお願い

平成8年の取扱い業務にかかる「年計報告」の用紙を同封いたしましたので、3月31日までに提出してください。

ただし、平成8年中に入会した会員は提出する必要がありません。

「年計報告」は法改正等に際して、行政書士の職域確保のための重要な資料となります。

行政書士が扱っている業務量を把握するのは、皆さんが提出する「年計報告」によることより何かできません。

本会会則第85条の規定では、「会員は、毎年1月から12月までの間に処理した事件につき、翌年3月末日までに、規程で定める様式により年計報告を提出しなければならない。」となっています。

事務局の年末・年始休みの お知らせ

★年 末 12月28日（土）から休業

★年 始 1月6日（月）から始業

よろしくお願ひ申し上げます。

日政連北海道支部だより

新年あいさつ

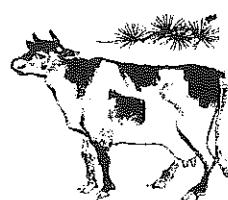
日政連北海道支部長 **日向寺 正幸**

会員の皆様、新年あけましておめでとうございます。年頭にあたり、旧年中のご協力に対し、先ずもって深く感謝を申しあげます。特に昨年は第41回衆議院議員選挙におきまして、当支部より推せんした候補者11名中、10名が当選されました。皆様の応援に対し、深甚なる敬意と謝意を表する次第であります。

改めて申しあげるまでもなく、政連の役割は、行政書士会と連携して、行政書士の社会的経済的地位の向上、政治意識の高揚、行政の円滑なる推進に寄与するとともに、国民の福祉に貢献するための政治活動を行うことを目的とするもので、行政書士会の会員全員参加を建前としております。

昨年の総選挙では、すべての政党が行政改革推進を公約に掲げ、選挙後に発足した第二次橋本政権は「行政政権」の名のもとに行革に着手しようとしておりますが、私共行政書士は、飽くまでも国民サイドに立って、これ

を見守って行くと同時に、行政書士制度の改善並びに中長期的ビジョンを確立し、各省庁別問題解決の推進を図る必要があると考えます。行政改革、規制緩和あるいは電子申請等高度情報通信化社会に如何に対応し、国民サイドに立って、その存在価値を高め、如何に生き残るかといった重大な局面に立たされており、これが打開のためには、会員一同の团结と努力が絶対に必要であります。どうか会員の皆様、お互いに危機感をもって、一致団結して頑張ろうではありませんか。年頭にあたり、所懐の一端を述べ、皆様のますますのご健勝とご多幸を祈念し、併せて今後のご活躍をご期待申しあげ、ごあいさつといたします。



'97.1. 第218号 平成9年1月1日 発行

発行人 日向寺 正幸
編集人 酒井 正
編集委員 河上 隆
編集委員 芳賀 啓寿
編集委員 佐々木 ひとみ
発行所 北海道行政書士会
印刷所 (同)酒井印刷所

札幌市中央区北1条西7丁目(西向)タキモトビル2階
TEL 代表(011)221-1221・FAX(011)281-4138
郵便番号 060
北海道拓殖銀行札幌南支店(普570344)
取引銀行 北海道銀行本店(当19116)
札幌銀行本店(普0742651)
振替口座 02730-0-8224番